

### 3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第26条等の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することと定められています。

本委員会では、職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査結果等をもとに、本市職員の給与に関する報告及び勧告を行っています。

#### (1) 「平成25年 給与に関する報告」の概要

##### ア 報告日

平成25年10月7日

##### イ 公民比較

###### (7) 月例給

民間給与	392,212円	(A)
職員給与	392,307円	(B)
<hr/>		
公民較差(A)－(B)	▲95円	(▲0.02%)

###### (4) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 3.99月分（本市：4.00月分）

##### ウ 職員の給与及び人事給与制度に関する報告内容

###### (7) 給与制度の総合的見直しに向けて

平成25年の人事院報告では、俸給表・諸手当の在り方を含む給与制度の総合的な見直しを減額支給措置終了後に実施する旨言及しており国の動向を踏まえることは当然だが、本市は本市として職務の級の在り方、昇任・昇格制度など人事給与制度全般においてさらに検証を進め課題を抽出し、この見直しに合わせて課題の解決に向けて取り組むことが肝要である。

###### (4) 住居手当

平成24年の本報告を受け、平成25年度から自宅に係る住居手当は廃止となったが、住居手当制度の在り方について引き続き研究していく必要がある。

###### (7) 適正な給与の確保について

平成25年7月から給与減額措置が実施され、やむを得ず行われた措置であったと理解するが、人事委員会制度の趣旨及び地方公務員の給与決定の原則からすれば問題がある。平成26年4月以降は、本報告に基づき本市職員の給与水準について、民間準拠による適正な水準の確保が求められる。

###### (1) 高齢期における職員の雇用問題

平成26年4月からの再任用職員制度の運用が任命権者において示されたところである。高齢期職員の雇用を将来にわたって安定的に実施するため、職員が再任用後も能力を十分発揮できるように、職員のキャリア支援等について取り組んでいくことや若年層職員の安定的な確保による新陳代謝や職員の昇任の円滑な実施への影響が懸念されるため、長期的な視点で今後の動向も見極め、人事制度全体の課題として捉えていくこと、再任用職員の給与水準及び手当について、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与を具体的に実態把握した上で検討していくことの課題への対応が必要である。

###### (4) 係長昇任制度の在り方 ～試験と選考を巡って～

近年受験者が減少傾向にあったことから、平成21年度より実施した選考による係長への昇任について、導入後支障なく運用されており、さらには試験受験者の増加という好影響も見られるなど、現段階においては有効に機能している。

試験と選考にはそれぞれ特性があり、どちらが適切なのかは一概に言えない。各昇任段階に応じて、特性を活かして選択していくことが大切である。今後とも、任命権者と連携し、昇任を取り巻く諸状況を見極めながら、登用制度が情勢に適応し、組織・職員の活力を高めるものとなるよう研究していく必要がある。

#### 4 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果に基づいて必要な勧告等を行います。

##### (1) 処理状況（平成25年度）

（単位：件）

区 分	要求件数			処理件数						翌年度へ 繰越 A－B	
	前年度 からの 繰越	新規	計 (A)	却下	取下	打切	判定				計 (B)
							棄却	一部認容	全部認容		
平成 25年度	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

##### (2) 完結事案（平成25年度）

事案番号	要求内容	処理状況
－	－	－

#### 5 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関する不服申立てがあった場合は、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、事案について審査し、処分の承認、修正又は取消しの裁決を行います。

##### (1) 処理状況（平成25年度）

（単位：件）

区 分	係属件数			処理件数						翌年度へ 繰越 A－B	
	前年度 からの 繰越	新規	計 (A)	却下	取下	打切	裁決				計 (B)
							棄却	処分取消	処分修正		
平成 25年度	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1

##### (2) 完結事案（平成25年度）

事案番号	処分内容等	処理状況
23人（不）第1号	懲戒免職	H25.4.17 処分修正

## 6 職員団体の登録の状況（平成26年3月31日現在）

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録年月日	職員団体名
昭和41年10月11日 昭和26年9月27日	横浜市従業員労働組合（市従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市教職員組合（浜教組）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立大学病院従業員労働組合（医従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立高等学校教職員組合（浜高教）
昭和44年9月12日	横浜市立小中学校管理職組合（浜管組）
昭和52年9月28日	横浜学校労働者組合（横校労）
昭和56年12月24日	神奈川県学校事務労働組合・横浜
平成2年8月1日	自治労横浜市従業員労働組合（自治労横浜）
平成9年2月19日	学校事務職員労働組合神奈川横浜支部
平成21年3月18日	横浜教育問題懇談会
平成25年11月20日	横浜教職員連盟

（注）登録年月日欄の下段の年月日は、昭和40年の地方公務員法改正による切り替え登録がなされる前の登録年月日です。

## 7 管理職員等の範囲の指定

管理職員等（重要な行政上の決定を行う職員、その決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員等）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされています（地方公務員法第52条第3項ただし書）。

管理職員等の範囲については、地方公務員法第52条第4項の規定で、人事委員会規則で定めることとされていることから、本委員会では「管理職員等の範囲を定める規則」を定めています。

## 8 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（労働基準法別表第1の第11号、第12号及び号外の官公署に勤務する職員に限る）の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使します。

### (1) 対象事業所（平成26年3月31日現在）

号別区分等	11号 (郵便・電気通信業)	12号 (教育・研究・調査)	号外	合計
本市の代表的な事業所	—	学校、図書館、 研究所等	市長部局本庁、 区役所、消防署等	—
事業所数	0	538	212	750

### (2) 特定機関等の設置及び検査状況（平成26年3月31日現在）

区分	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ
設置数	2	3	0	2
性能検査	1	1	0	2
落成検査	0	0	0	0

## 9 職員の苦情の処理の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件や人事管理等に関して相談を受ける職員相談を実施しています。相談は面談を原則とし、人事制度などについての説明や本人に対する助言、必要に応じて所属や関係部署への情報伝達、調査・照会依頼などを行います。

### (1) 相談件数（平成25年度）

区分	件数
任用関係	4
給与関係	3
勤務時間、休暇等関係	4
人事考課関係	1
健康安全等関係	—
公平審査手続関係	1
上司への不満	1
上司以外の職員への不満	1
パワハラ	4
セクハラ	—
その他	2
合計	21

### (2) 処理状況（平成25年度）

処理内容	件数	
相談者から事情を聴取し制度の説明や助言を行ったもの	9	
相談者に当局との話し合いを勧めたもの	—	
相談者の申出内容を 当局に伝えたもの	総務局 人事組織課	2
	所属人事担当課	6
当局に調査・報告を依頼したもの	4	
その他	—	
合計		